

令和元年 第9回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和元年9月18日(水) 午後2時00分開会
午後3時45分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
41	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(案)作成の件	承認
42	令和元年度中学生チャレンジテスト(3年生)の結果公表の件	承認

報告事項

件名
事業実施に伴う後援等名義の使用許可について
令和元年度8月までの問題行動等報告について
令和元年度8月までの問題行動等報告具体的事案について
摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定について
摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について
各課事業日程報告について

その他

件名
摂津市社会教育委員会議からの答申について

出席者

教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	箸尾谷知也 福元 実 大矢優子 山手知榮子 西川俊孝	教育次長兼教育総務部長 教育総務部参事 教育政策課長 学校教育課長 教育支援課長 兼教育センター所長 教育総務部参事 兼生涯学習課長 教育政策課長代理 教育支援課長代理 教育政策課主幹兼総務係長 教育政策課係員	北野人士 野本憲宏 松田紀子 河平浩一 大崎貴子 早川 茂 坂本真輔 藤山 京 岡田哲也 窪 秀昭	次世代育成部長 次世代育成部参事 兼子育て支援課長 家庭児童相談課長 こども教育課長 子育て支援課長代理 こども教育課長代理	小林寿弘 石原幸一郎 木下伸記 浅田明典 湯原正治 松木 愛
--	--	--	--	--	---

教育長

ただいまから、令和元年第9回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元教育長職務代理者です。よろしくお願いいたします。

本日は付議事件が2件、報告事項が8件、その他が1件ございます。

まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。

報告事項(3)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、議案第41号から審議し、秘密会以外の案件を除き、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続いて秘密会を宣言し、報告事項(3)に進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思っております。皆様ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。

それでは、議案第41号、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(案)作成の件」について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

議案第41号、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(案)作成の件」について、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員

前回の時に、22ページの学校給食で、施策の説明では小学校のことが書いているのに、事業は中学校給食のことが書いていましたが、それが直って良くなったと思います。また、知見者との意見交換会で、先生方からご意見をいただきましたが、それもよく反映さ

れていました。去年からすごく良くなっているのですが、更にわかりやすくなって、良くなったと思います。本当にありがとうございます。

島先生から、重点事業をどう選ぶかを考えたかどうか、というご意見をいただいたので、来年度に、その辺が良くなったらいいなと思いました。ありがとうございました。

教育長

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、議案第41号、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（案）作成の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第42号「令和元年度中学生チャレンジテスト（3年生）の結果公表の件」につきまして、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

議案第42号「令和元年度中学生チャレンジテスト（3年生）の結果公表の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

西川委員

成果が出ている学校があるということで、ぜひ、それを広げていくようこれからもお願いしたいと思います。

記述式の正答率が、国語・社会・数学・英語で落ち込んでいます。一般的に、記述式が弱いというのは、どこでもあることですが、教科書を読めていない子がすごく多いと思います。東ロボくんの新井紀子さんが触れていたようなことで、教科書の中で単純な言葉の、2つの違った意味の文章でも、その違いが読み取れていないということもあります。

国語だけではなく、それぞれの教科でしっかりと教科書の文章が読めるのかという観点も必要だと思います。

もし、そういう研究をする学校がありましたら、その課題意識が広がり、この辺の改善に繋がると思いました。

大矢委員

課長の話では、2校につきましては、良い結果が出たということでしたが、それについてはここに書かないで、またこのページのままホームページに載るといことですね。

学力向上が学校の取組の目標だと思いますが、最初にこれを見た時に、「摂津市は今年もちょっとよくなかった」と感じましたので、いいところがあったというのを、市民に伝えていただきたいと思いました。それがモチベーションになりますので、そこを強調できたらと思いました。

教育長職務代理者

10ページで、「どちらかと言えば当てはまる」という回答については、摂津市の子どもは、ほとんど府よりも上回っています。だから、「授業が理解できていますか？」と聞かれれば、「どちらかと言えば理解できている」ということで、この辺りでは、ほとんどの教科が府よりも上回っています。

ただ、これが、中位層と上位層の間の子もたちの結果に出てきてない気がしています。その原因は、記述式の正答率に問題があるのではないのでしょうか。子どもたちが授業を受けた時に、「よくわかった」という気持ちにはなっていますが、それを答えとして書く時に、記述式では答えられないのではないかと思いました。

学校教育課長

裏面のアンケート結果の内容理解についてのことですが、肯定的な回答は、府の3年生と比べると、やや理解はできていないと捉えています。

各学校で、わかりやすい授業づくりは進められていますが、まだ子どもたちには伝えきれていないと思います。

学校訪問でも見ていただきましたように、わかりやすく示そうという教師側の努力は見られると思いますが、子どもの反応を理解した上で、改善できているか疑問であるということは各学校には伝えていきます。

このように試行錯誤していくことで、内容理解について子どもたちに伝わっていくと思っています。

教育長職務代理者

府と比べると、「当てはまる」は、府の方が高いです。上位層は府が多いというのはわかりますが、その次の層である「どちらかといえば、当てはまる」が摂津市で多いということは記述式にやや欠

陥があると思いました。

教育長

先ほど、西川委員からもご指摘がありましたけども、9ページの、このレーダーチャートの記述式の問題の正答率が低いというのは、摂津市のみならず、おそらく日本全国でも同じような状況だと思います。ご指摘がありましたように、国立情報研究所の研究でも、本来の主旨は、AIが東大に合格するかという研究だったと思いますが、そこから広がって、実は中・高校生の読解力に課題があることが明らかになったと言われています。

小学校の授業研究を、毎年聞いていますと、国語では、今まで読解力といっても、物語文の読解力の研究をされている学校が多かったのですが、問題文が読めてないということに着目して、説明文を読むことで、説明文の読解力の研究をする学校も増えてきたと感じています。

各学校も委員にご指摘をいただいた点については、課題として捉えて、取組をし始めていると思います。

ただ、それだけではなくて、言葉で書き表すというのは、どうしても子どもたちにとって苦手な部分がありますので、以前から本市でも取り組んでいますけども、「書く力」について、今後、課題として捉えて、取り組んでいただきたいと思います。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、議案第42号「令和元年度中学生チャレンジテスト(3年生)の結果公表の件」については承認いたします。

では、次に移ります。報告事項(1)事業実施に伴う後援等名義の使用許可について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

[事業実施に伴う後援等名義の使用許可について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

山手委員

2つ目の大阪人間科学大学の公開講座なのですが、これはシリーズになっているのでしょうか。テーマは、今のところ決まっていないのでしょうか。

教育総務部参事 兼生涯学習課長	まだ、テーマは決まっておりません。
山手委員	シリーズでしているというわけでもないのでしょうか。
教育総務部参事 兼生涯学習課長	はい。そのとおりです。
教育長	他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(2) 令和元年度8月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。
学校教育課長	[令和元年度8月までの問題行動等報告について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
大矢委員	生徒間暴力の報告で、児童生徒の在籍している学級について言及して説明していただきました。 その子が「コミュニケーションが苦手でそういうことになりました」という報告であればいいのですが、どこに在籍しているのかというのは、特別な意味がないのならば、誤解を招くような報告だと思えます。
学校教育課長	そういった意図はありませんので、訂正をさせていただきます。ただこの児童が、過去に同じように繰り返しの事案を起こしていたので、そのような内容を付け加えてしまいました。
教育長	過去、繰り返そうが必要のないことに変わりはないので、今後、気をつけていただきたいと思います。 別の質問ですが、今の説明で、いじめの中学校の1件と、生徒間暴力の1件は、1つの事案を、加害側からと被害側からと挙げているということですね。 この問題行動件数の挙げ方がどうかと思います。問題行動件数ということであれば、加害も被害も合わせて1件ということになるのではないのでしょうか。

今後の集計のこともありますので、一般的にどうなっているのかを、他の事例も調べていただいて、もし必要があれば修正してもらいたいと思います。

学校教育課

大阪府には確認をしましたが、例えば、問題行動の暴力事案について、被害と加害で学校が分かれている場合は、1件として計算するということでした。

ただ、暴力行為といじめについては、ダブルカウントをするのは問題ないと確認しました。これにつきましては、再度確認をさせていただきます。

今回の問題行動は、加害の学校と被害の学校が挙げたのですが、これは1件として計算しています。

ただ、被害の学校は、その問題行動を暴力行為の被害として受け捉えて報告していますし、いじめ案件としても捉えて報告しています。

要するに、暴力行為を受けた被害として上げていますし、いじめ案件としても上げています。加害の学校は暴力行為として上げています。暴力行為については双方から上げているのですが、それを1件としてカウントしています。

教育長

そうしたら、今までのいじめも、暴力が伴ういじめについては、全部、いじめと暴力行為と両方で上げていたのでしょうか。

学校教育課長

いじめを暴力行為として捉えている場合は2件で挙げています

教育長

これは、それぞれの学校の捉えが違うからこうなったのであって、普通は、学校内でいじめが起きた時は、どちらかにしか挙げないと思います。

加害者のないいじめはないと思います。だから、一方が生徒間暴力として捉えていることが問題で、いじめとして捉え直す必要があります。そうすると、いじめが1件になるのですが、件数では2件になっていますので、それはおかしいということです。

また、確認をお願いします。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にござい

ませんので、次に進みます。(4) 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定について、子育て支援課より説明をお願いします。

次世代育成部参事
兼子育て支援課長

[摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定について
説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(5) 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、こども教育課より説明をお願いします。

こども教育課長

[摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。この改正のポイントの3つ目で「利用者負担額の支払いを受けることができる」と書いてあるのですが、誰が支払いを受けることができるのですか。

こども教育課長

利用者負担額は保育料のことですが、保育所につきましては、市が支払いを受けます。認定こども園、それから地域型保育事業につきましては、それぞれの施設が支払いを受けます。

教育長

その次の副食費についても同じですか。

こども教育課長

これまでも給食費のうち主食費につきましては、それぞれの施設で徴収を行っています。副食費はこれまで保育料に含まれていたのですが、無償化になりますと、副食費についても主食費と同様にそれぞれの施設で徴収します。

大矢委員

今回の改正について、保育料を払うのは、0歳児から2歳児までになったということ、副食費の徴収についてと、文言整理というこ

とでよろしいでしょうか。

こども教育課長 ポイントの1つ目で挙げました家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する規定も改正させていただいております。こちらの分は昨年9月と、今年6月に改正した内容と同じというものでございます。

大矢委員 それは何ページ辺りのことですか。

こども教育課長 58頁の第37条の部分です。それから、62ページの第42条の部分と、77頁の附則の部分です。

教育長 他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんで、次に進みます。(6) 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、こども教育課より説明をお願いします。

こども教育課長 [摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について説明]

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんで、次に進みます。(7) 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について、こども教育課より説明をお願いします。

こども教育課長 [摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について説明]

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。無償化により子育てのための施設等利用給付というのが創設されるということですが、どのような人が対象なのですか。

こども教育課長 新制度に移行していない私立幼稚園やその預かり保育、一時預かりや認可外保育施設を利用する保護者が対象になります。この方々

にも新たに支給認定をいたしますが、これまでの保育所や認定こども園、新制度に移行した幼稚園を利用する保護者に対する支給認定と区別するために、改正をするものです。

山手委員

支給認定を区別する必要があるのですか。

こども教育課長

申請の手続きや給付方法、給付額などが異なります。法令や例規においては、どちらの支給認定を指しているのか明確にする必要があります。

教育長

他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(8)各課事業日程報告について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

[各課事業日程報告について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。その他(1)摂津市社会教育委員会議からの答申について、生涯学習課より説明をお願いします。

教育総務部参事
兼生涯学習課長

[摂津市社会教育委員会議からの答申について説明]

教育長

今後の公民館のあり方について、社会教育委員会議からいただいた答申に基づいて、教育委員会として方向性を決めなければいけないのですが、今後の予定では次回の第10回の教育委員会議で上げさせていただきます。今回はこの答申を受けて、皆様から公民館の今後のあり方についてご意見をお伺いしたいと思います。

今日のご意見を基に担当課で、方向性を考えまして、次回の教育委員会議で提案をさせていただきます。

今、早川参事から説明がありましたように、最後のパラグラフに今後の公民館については、実際の活動につなげていくための役割、それから地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的な役割、それから防災拠点としての役割を持たせて欲しいと

いうご意見だと思います。

何かご意見・ご質問等はございますか。

山手委員

この答申によると、地域問題解決のための実際の活動とは、今までの地元の公民館的な要素と、もっと大きなコミュニティを維持するための公民館の枠を超えたコミュニティセンターのようなところを両方兼ね備えたものと読み取るのでしょうか。

教育総務部参事
兼生涯学習課長

すべてを兼ね備えた施設というものが、いただいたご意見です。

山手委員

コミュニティセンターに近い形が、今、考えとしてあるのでしょうか。

教育総務部参事
兼生涯学習課長

コミュニティセンター化ということで、別府コミュニティセンターが、今、良い評価をいただいていますので、そこを見習った施設をお願いしたいということです。

教育長

「社会教育委員会議は、生涯学習社会における社会教育施設のあり方について検討するにあたり、新設された公共施設が」とありますが、これがおそらく別府コミュニティセンターを指しているのではないかと思います。別府コミュニティセンターを生涯学習の拠点として、また地域コミュニティの拠点としての利用実態について報告を受けました。講座開催事業については、それ以外の公民館講座と同水準で実施されています。また、地域コミュニティとして、従来の公民館登録団体に加えて、地元の自治会やNPO団体等にも、活動範囲が広がり、利用者の年齢層も幅広くなっているということで、こういう形をお願いしたいということだと思います。

大矢委員

別府コミュニティセンターがうまくいっているのは喜ばしいですが、公民館とコミュニティセンターでは、大きな違いがあると思います。公民館だと市民しか利用できないことや、商業的な目的でお金を取ることはできないという制約があったと思います。

例えば、図書館で、絵本作家を呼び、トークライブをしていただき、その後に、その絵本を展示販売したいという要望がありました

が、それはできないということでした。

でも、コミュニティプラザではそれができると聞いたことがありますので、その辺に大きな違いがあるのでしょうか。

教育総務部参事
兼生涯学習課長

コミュニティセンターについては、一般の市外の方や企業でも、利用できるということが、一番大きいと思います。

公民館は、市内の近隣の方が主に利用されているということが大きな違いです。

また、コミュニティセンターでは、販売等ができますが、公民館ではできません。

教育長

公民館には一定の制約がありますが、コミュニティセンターにすることで、そういう制約が外れる部分がありますので、活用の幅が広がると思います。

山手委員

公民館は使用料も安く、市民も割と使いやすいです。コミュニティセンターになって、使いたいという企業や他市の方が現れるということですが、市民が優遇されることはあるのでしょうか。

教育総務部参事
兼生涯学習課長

現在、公民館についてはクラブ活動などで、利用されている方が多々おられますが、別府コミュニティセンターではその方々が優先的に利用できるようになっていきますので、今後も、そのように運営していくと思われま

西川委員

地域課題解決のための実際の活動につなげていくということで、その地域課題とは何なのかを、しっかりと考えてもらいたいと思います。

しかも、それは行政だけではなくて、地域に関わっているさまざまな方に、考えていただかなければいけないのではないかと思います。公民館には、教育ということで、営利目的が制限されますが、コミュニティセンターでは、その制限がなくなります。それで市外の方も利用できるということですが、地域課題解決のためにどうなのかという基本的なことや、摂津市にとってどうなのかということも含めて考えなければいけないと思います。

公民館の行事に参加させていただきましたら、どこの市でも、公

民館の利用者がある程度、固定されてしまっています。多世代の利用があまり広がっていないという課題はどこの地域でもあるのではないかと思います。教育委員会としてできることでいうと、子どもたちの教育にとって、例えば、子どもたちが本を読んだり、居場所になったり、ということも含めて、これまで利用できなかった、あるいは利用しなかった摂津市の方も含めて、利用できるような仕組みや仕掛けを考えていただきたいと思います。

これは要望で、これから、次に議案が出されるということですので、そういう観点で考えていただきたいと思います。

大矢委員

第1児童センターがありますが、第1しかありませんので、他の地域にも欲しいという声があると思います。

実際に、第1、第2、第3と全校区にできたらいいのですが、それが難しいということであれば、コミュニティセンターに、そういう機能を兼ね備えていただけたらと思います。

公民館で、例えば、宿題ひろばをしようと思っても制約があってできなかったという話も聞きましたので、子どもたちが放課後を過ごしたり、宿題ができるように利用できればいいと思います。

教育長職務代理者

市民参加や協働という観点で、魅力ある新しい公共施設を作っていくということですが、実際に公民館まつりに行きますと、今まででしたら、市職員がたくさん出られていましたので、公民館の活動では地域の方が実際にどこまで自立できているのかと、疑問に思ったこともありました。

それが、コミュニティセンター化されると、どう変わっていくのか見通しはあるのでしょうか。

自立的な活動ができていなくて、市職員の手助けがなくなると活動が縮小してしまうような気がします。

教育総務部参事
兼生涯学習課長

公民館まつりを今まで見てきたのですが、やや高齢化しているのは事実です。今まで2日だったものが、1日になった公民館もありますので、今後はコミュニティセンター化することによって、若い人たちに来ていただくことになれば、活性化すると考えています。

教育長職務代理者

若い人がどんどん参加されるような取組を、誰か実行する人がい

なければ、このまま高齢化し、結局、2日が1日になるということになってしまいます。

協働や市民参画や若い人を入れて、人口減少の中で主導していく仕掛けを考えていく必要があると思いました。

山手委員

私も、そこが課題だと思います。例えば、地域防災の拠点になりますので、地域でそういうことに興味があったり、力を貸そうと思っている方をコーディネートしていくことができればと思います。

今までは、公民館の職員が企画したり、いろんな思いをまとめたりにしていました。これからは、市民が中心になっていけたら良いのですが、そうなるための仕掛け作りや、メインになる人を育てることが必要になるのではないかと思います。

ボランティアの中で、軸になってくれるような人を、探しながら活動していただかないと、そんな人はなかなか見つからないと思います。

やはり、ボランティアの中で働いている人たちが、最初は核になっていただくようなことを考えて欲しいです。子どもの居場所にしても、ただ子どもがいるだけではなく、子どもが居場所と思える仕掛けがいると思います。

教育長

他にご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦労様でした。

では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは秘密会として再開します。

報告事項（3）「令和元年度8月までの問題行動等報告具体的事案について」、学校教育課より説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

教育長

これにて秘密会を解きます。
では、本日の案件は全て終了いたしました。
これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。
ご苦勞様でした。